

## 富山県登録研修機関申請等実施要綱

(趣旨)

第1条 「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)、  
「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」(昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。)、  
「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。)、  
「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72号。以下「改正法」という。)及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録研修機関の登録申請)

第2条 省令附則第10条第1項の規定に基づき、法附則第13条の規定による申請をしようとする者は、「登録研修機関登録申請書」(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、登録を受けようとする日の1月前までに、知事に提出するものとする。

- (1) 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- (2) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- (3) 「社会福祉士法及び介護福祉士法附則第14条の規定に該当しない旨の誓約書」  
(様式第1-2号)
- (4) 「登録研修機関登録適合書類」(様式第1-3号)
- (5) 省令附則第14条に規定される業務規程
- (6) 実地研修の一部を他の者に委託する場合は、当該実地研修先を行う者が法令に定める実地研修に係る要件を満たすことを証する書類

(登録研修機関の登録の更新等)

第3条 法附則第16条第2項に基づき準用する法附則第13条の規定による登録の更新を申請しようとする登録研修機関は、「登録研修機関登録更新申請書」(様式第2号)を、5年が満了する1月前までに、知事に提出するものとする。

- 2 登録された内容に変更があった登録研修機関は、法附則第18条に基づき、「登録研修機関変更登録届出書」(様式第3号)を変更の10日前までに、知事に提出するものとする。
- 3 登録された業務規程の内容に変更があった登録研修機関は、法附則第19条第1項の規定に基づき、「登録研修機関業務規程変更届出書」(様式第4号)を変更の10日前までに、知事に提出するものとする。

(修了証明書の交付等)

第4条 登録研修機関は、研修の修了者に対し、「喀痰吸引等研修修了証明書」(様式第5号)を交付するものとする。

2 登録研修機関は、研修の修了者の氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日及び修了証明書の番号を記載した名簿を作成し、管理するものとし、年度ごとに知事に提出するものとする。

3 前項に定める名簿は永年保存とし、修了証明書の再発行に対応できるようにしておくものとする。

(登録研修機関の休廃止)

第5条 喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする登録研修機関は、法附則第20条及び省令附則第15条の規定に基づき、「登録研修機関休廃止届出書」(様式第6号)を登録を休廃止する日の1月前までに、知事に提出するものとする。

(関係書類の保存)

第6条 登録研修機関が保存すべき書類の種類及び保存期間は、次のとおりとする。

(1) 第2条及び第3条において規定する登録、更新、変更に係る申請書及び添付書類は、永年保存とする。

(2) 前号に掲げるほか、喀痰吸引等研修に係る関係書類は、5年間保存とする。

2 関係書類の保存は、確実に、かつ、秘密が漏れることのない方法により行う。

3 関係書類の廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、喀痰吸引等研修の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。